



書館、国税庁の基幹システムが開発に難渋した例、東京証券取引所の機能障害や、メガバンクのオンラインシステムが止まつたりしています。ITソフトウェアのトラブルが国民の命、生活を脅かしかねない時代がもう来ているということです。

提案の理由ですが、建築・建設分野で法律に対して国民に最低限の保証を与えていた同じような法制がITソフトウェア分野にないので、それをぜひ作ってほしいということです。ITソフトウェア業にも枠組みが必要であることは自明の理で、国民に対する保証がないままITソフトウェアが出来上がっていることを放置することは、あまりにも危険であると思っています。

日本にとって安心・安全な情報通信システム(社会)を実現し維持していくための前提として「ITソフトウェアの開発・運用の基準」となる法制度が必要だと思います。

提案の内容としては、「ITソフトウェア基準法」は、ITソフトウェアの開発・運用に携わるすべての立場の者が品質・安全・信頼を実現するための共通の土台となる法律で、基準法が一刻も早く成立して、日本のあらゆるITソフトウェアに適用されることを期待します。

「ITソフトウェア基準法」では必須の要素を4点提案しています。1番目は、ITソフトウェアの開発と運用の工程。これは大企業がやろうが中小企業がやろうが共通フレームで決定して定めておきましょう。

2番目は、共通フレームの各工程で必ず作成すべき設計書などの資料、ドキュメントを定めましょう。先ほど言った、設計図が大事だというところです。

さらに、元請けから下請けまで多層にわたる供給者間の取引においても非常に有用な基準になると思います。

3番目は、資料(ドキュメント類)の作成(追加・変更)にあたっては、日付、作成責任者の氏名・所属、監修責任者の氏名・所属、変更履歴等を記述することを義務化するということです。このときの作成責任者や監修責任者は、情報処理技術者試験の高度試験の合格者やITコーディネータ、または技術士等であることが望ましいと思います。

4番目は、資料(ドキュメント)は、一定期間の保管を義務付け、関係者が必要に応じて閲覧できるようにする。

骨子はこの4つです。これをやれば顔が見えるソフトウェアができるし、責任を負うことができる。いわゆるトレーサビリティがここできちっと保てるのではないか。

次に、「ITソフトウェア基準法」制定による効果として、狙いと効用ですが、この基準法によって目指すところは3点あります。1番目は、ITソフトウェア開発における工程の一貫性・整合性や、取引内容の透明性が確保できること。2番目は、ITソフトウェア開発や運用を専門組織や専門家に頼む際の手続きを標準化し統一できること。3番目は、その上で、共通のドキュメントを決めるということですから、ITソフトウェアを可視化・可触化することができること。

この3番目のITソフトウェアの可視化・可触化を実現することが本法の大きな効用となり、ITソフトウェアの品質・信頼性・安全性を担保することにつながっていくということです。

さらに、元請けから下請けまで多層にわたる供給者間の取引においても非常に有用な基準になると思います。

ITソフトウェアも人間が作るものである限り、必ず間違いや不備を避けられません。それでも、本基準法があることによって、問題が生じたときに原因がたどれ、責任の所在を明らかにする手掛かりが得られるということ、これが技術とは別の問題ですが大きな進歩になるのではないかということです。

中島 先ほど木村理事長が言ったように、業界でまとまってというのは利害関係があつて難しいと思うのです。大手にしてみれば中国に出しているのが露見するのには嫌だ、そんな記録を作ってしまったらこの国で作っているのか明確になるではないかという危惧を抱くでしょうから、多分、反対するだろうという懸念をわれわれは抱いています。

しかし、大手がどれだけ嫌がつても、トレーサビリティ、透明化ということは絶対的に必要で、今はスーパーでも、コンビニでも、誰がレジを打ったかがきちんとレシートに書いてあります。それにもかかわらず、ソフトウェアについては誰が作ったか、どこで作ったかもさっぱり分からぬ。こういう状態で本当に国民の生命や財産を扱う基本的な仕組みを担う産業としてあり得るのかという思いなのです。ですから、基準法ができれば、最初は今の状況が変化するのは嫌だという方々も、これで信頼される仕組みが出来上がるということになって、結果としては良かったねというように賛同してくれると思うのです。ただ、最初は抵抗があると思います。もし抵抗がなければそれですんなりいけると思うのですが。

東條 基本的には開発用のプロセスを共通化、透明化して、大手も含めて検証しようという話については、ご提案の基準法もそうですし、IPAでやっている作業は、まさにそういう作業です。あるいは、JISAやJUASなどしているモデル契約のような話も根っこは同じ方向を向いているので、ご提案の趣旨については広く共有されていると思うのです。

あとはその手法が法的な義務付けなのか、もう少し自主的な取り組みなのか、

あるいは何をどこまで標準化して、どこまで透明化するのかというところについては、いろいろな議論があるだろうと思いま

す。そういう意味で言うと、作成責任者の氏名うんぬんというところと、先ほどのオフショアのコンテキストで言うと、どのコードを誰が書いて、誰が修正したかということを全部トレースするのは結構大変なので、具体的にどんなイメージになるのかというところはもう少し議論しなければいけないと思いますが、一定のある部分について、しっかりと責任者がしっかりとチェックしているというところについては、オフショアであろうがオンショアであろうが、ある程度共通項は得られるかもしれませんね。ただ、IPAの今やっている共通フレームの中でどこまで作成責任者のドキュメンテーションがしっかりとしているのかということについては、少し戻って勉強したいと思います。

眞杉 形だけは出来上がっているのですが、法律上の規制はないわけですよね。そこに問題がある。

東條 今は任意ですよね。

横尾 もっと言えば、ドキュメントがあれば、ドキュメントには名前と日付ぐらい入れるのは当たり前の話でしょう。それすらもないのです。

東條 そこは私どもの方も基本的には任意の仕組みを作ったので、あれは普及させたいとは思っているので。

眞杉 大手は、やっているとは言うのです。そんなことはうちの基準で決まっているよとは言うのですが、統一がとれていなければ、共通フレームの一部は使っているかもしれません、それぞれの自分流のやり方でやっているという状態で、中小企業はそういう基準すらも持っていない。だからどういう基準でやろうかと思ったときに、手抜きが出てしまう。ちょこちょこと作ったり、ドキュメントもなしでソフトだけ提供するということでも成り立ってしまうのです。ユーザーから見れば、そのやり方はそれでいいのかと思う。違法ではないので改善の方向に行かない。

東條 つまりはしっかりしたソフトハウスといい加減なやつつけ仕事をやっているところが差別化できないではないかということですね。

廣川 なかなかできない一番大きな原因是、ドキュメント作成費用が大きいことで、それはお客様からもらえないのです。小さいものであればぱっと書けますが、工数が増えれば増えるほどドキュメント作成の工数もかかるのです。それを解決するためにも標準化が必要なのですが、自動的にドキュメントが落とされるというソフトがないと、現実に実現していかないでしょう。

中島 スーパーやコンビニでもレジを打った人の名前がレシートに印字される。最初はそんなコストが負担できるわけはないといわれていたのに、いろいろな工夫をしているうちにそれができるようになった。コスト負担にならないような工夫をしよう、という廣川さんの提案には賛成ですが、それはあきらめてはいけないですね。

東條 実際にエンタープライズ系でどこまでどうかという話は、もう一遍頭をめぐらせてみます。組み込み系では、まさに開発工程と検証工程で品質を作り込むという話なので、そこはある程度標準化を国際的に進めて、ドキュメンテーションももちろん要求される。今まさにおしゃった、ドキュメントに必要な情報を自動生成するプラットフォームづくりには、IPAを中心に取り組もうという話で、今準備をしているところなのです。どういう形でやると一番コストと効果の見合いで普及が進むのかという意味で言うと、発想については多くの人が賛同するところでしょうから、あとはそれにどう魂を入れるかということだと思います。

それから、ソフトウェアのトラブルという



須田 次彦

JASPA会員
コスマソフト協同組合 専務理事・事務局長

須田 先ほどもドキュメントをどこまで透明化するかという話がありましたが、大手は力で過剰なドキュメント作成しようとします。要するに、われわれが持っているニッセン技術を全部ドキュメントに起こさせて、もともとの契約にはないようなドキュメントまで書かせて、これがないと検収を上げない、金を払わないぞという感じでドキュメントをさんざん作らせて、次は自分の子会社に発注してしまう。結局、ノウハウの吸い上げという面もあると思います。

横尾 最後に申しさせて頂きますと、我々が提案しておりますITソフトウェア基準法は、これは業界が要望しているとは思ってもらいたくないです。そうではなくて、日本の国にとって必要なだと。ソフトウェアというのは全国民に関係があって、良いものが正しく、きちんと動いて、きちんとしたものが世の中に出て、それが安心して使われて、それでみんなの生活が良くなることが一番必要なことなのだ。そういうものをわれわれが作るために最低限の法律が必要で、それにのっとって作っていけばそういうものができて、大手と中小の関係も、技術があれば対等にならう。それでようやく最終的には業界も良くなるよという要望なのです。まずは業界を良くするための要望ではないし、中小企業がもうかるための要望ではないということです。

中島 われわれも必要なコスト負担は分担はせざるを得ないとは考えています。ただし、不当な要求は飲めないということ